

法第2条第3項 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～五（略）

### ガイドライン

◆国の機関、地方公共団体、独立行政法人以外で、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（※1）を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者。

※1:個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（※2）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000人を超えない者。

※2:事業の用に供する個人情報データベース等が、

- ①他人の作成によるもので、
- ②氏名、住所又は電話番号のみを含んでおり、
- ③新たに個人情報を加えたり、他の個人情報を付加したりして、データベースそのものを変更するようなことをしない場合は、その個人情報データベース等に含まれる個人の数、上記※1の「特定の個人の数」には算入しない。

#### 【特定の個人の数に算入しない事例】

- ・電話会社より提供された電話帳および市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号
- ・市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ

#### 【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】

- ・倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報